

2025/12/26

リサーチ

NO 142

通巻

199

発行者

北海道公民館協会
会長 山本 進

060-0002

札幌市中央区北2西7
かでる2.7(9F)

道立生涯学習推進センター内
011-271-2825

「公民館的」なもの

地域づくり

北海道公民館協会会長

東神楽町長 山本 進



北海道内の公民館関係の皆様、社会教育関係の皆様には、日頃から協会の活動に際し、ご理解ご協力を賜っておりますことに深く感謝申し上げます。また、十月十六日から二日間にあつて開催されました「第六十九回北海道公民館大会あばしり」に参加していただき、無事行うことができました。この開催に当たりましては、文部科学省、北海道教育委員会をはじめとする関係団体の皆様、地元で主管していただいた実行委員会の皆様など、多くの皆様にご協力いただきましたこと、改めて心から感謝申し上げます。おかげをもちまして、とても有意義な議論を積み重ねることができ、テーマである『公民館がつくる、人づくり・地域づくり』のもと、参加者の皆様と意識を共有し、変化し続ける地域社会にお

ける公民館のあり方や未来へ向けた公民館と地域づくりを考えることができたと思っています。ぜひこの成果を地域の公民館活動に活かしていただければと思います。

さて、最近社会教育関係のシンポジウム等に参加すると「公民館的」というフレーズによく出会います。公民館「的」なので、公民館ではないのです。一体これは何かという地域で、いわゆる社会教育法上の公民館とか、特に行政から指定されている施設とかではないのだけど、地域の人々が交流したり、学んだり、世代を超えた活動をするような場をいうようです。地域コミュニティの中では、特に場所がなくても公民館のような活動はできます。沖縄県の那覇市若狭公民館で行っている「パラー公民館」は有名です。パラーとテーブルを地域の公園などの野外に置いて、そこに住民の皆さんが集い、公民館の本来の役割「つどい・まなぶ・むすぶ」の3つの機能を、関係団体が連携しながらさまざまな取り組みを行っています。全国の多くの人は「公民館II貸し館」と思っているようですが、決してそうではありません。戦後すぐに各地で広がった公民館活動は、よく引き合い人出される寺中構想のように、もっと地域に密着し、さまざまなことを行うものでした。寺中構想とは、昭和二十一年（一九四六年）、文部



「第69回北海道公民館大会 in あばしり」のようす（令和7年10月16日～17日）

次官通牒により政策として打ち出された「公民館構想」で、起草者は文部省公民教育課長の寺中作雄氏でした。全国の市町村公民館の設置を奨励し、青年学校の運営と並行して社会教育を推進することを目的としていましたが、次の五つの機能を目指していました。

- ① 社会教育機関
学校外での学びの場、青年教育
- ② 社会娯楽機関
地域住民の交流と余暇活動など
- ③ 町村自治振興機関
民主的自治の拠点
- ④ 産業振興機関
地域産業の発展を支援
- ⑤ 青年養成機関

次世代の青年等の育成の場
このようにもつと能動的で多様な機能を有していたのですが、時代の経過とともに、多くの公民館が形式的な貸し館と化してきて魅力が薄れていったのだと思います。

ところが、こういう機能は地域社会にとつてやはり必要な機能で、改めて公民館の「機能」が求められているのだと思います。そのことから、「機能としての公民館」に加え、コミュニティの活性化や学びをベースとした人々のつながりをもたらし、それが、「公民館的」なものとして語られるようになってきたのではないのでしょうか。現在の公民館も、地域住民が集まり、学び、交流する「公

共の学びの場」として長く機能してきており、社会教育法等でも示されているように、地域に密着し、公共機関として、多様性を受容し、年齢・職業・背景を問わず誰でも参加可能です。そのことは良かったことだと思えますが、やはり時代に合わせ変化していくことは必要なのだと思います。特に、デジタル化の進展、地域コミュニティの希薄化を踏まえた新たなつながり、高齢者、子育て世代、外国人など、多様なニーズへの対応、頻発する災害への対応など、さまざまな機能が求められています。それとともに、営利を目的としないコミュニティビジネスなども、活性化する要素だと思えます。さまざまな要素を組み込んで、「楽しそう、面白そう、ワクワクする」ような取り組みが公民館でもできるのではないのでしょうか。これからは、公民館が「公民館的なもの」を包含し、発展させていくことが求められています。公民館協会でもそういった機能を追求するとともに、今まで行ってきた社会教育事業のブラッシュアップや、世代やさまざまな垣根を越え、地域での交流を促進するとともに、私たち自身ももつと視野を広げて、新しいことにも取り組んでいこうと思っています。今後とも皆様のご協力をよろしく願います。

*** **

令和七年度第六十九回公民館大会
in あばしり「公民館がつくる、人づくり・地域づくり」

北海道公民館振興首長会

会長 盛田 昌彦



十月十六日(木)、十七日(金)に、網走市で「令和七年度・第六十九回北海道公民館大会 in あばしり」が開催され、全道各地より公民館活動に携わる多くの皆さんが参集し、研修と交流を深めました。

今年も昨年に引き続き、全道各地より多くの高校生及び、東京農業大学の協力を得て大学生も参加する中、将来の予測困難な時代における地方創生や新しい公民館活動の未来の要となる高校生の参画による新たなまちづくりやコミュニティ形成の必要性、さらには、公民館がつくる、人づくり・地域づくりについても議論されました。

大会は、開会式、表彰式に続いて、歓迎アトラクションとして網走市豊郷音楽保存会よる三剣舞から始まり、次に文部科学省総合教育政策局地域

学習推進課の高田行紀課長より「今後の社会教育の推進と施策の動向について」と題して行政報告があり、社会教育の重要性に触れながら、地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について強調されました。

続く「基調講演」では、「地域に outgoing 共に考え取り組む公民館」を演題に、大分大学教育マネジメント機構基盤教育センター教授岡田正彦氏からは、地域における社会教育の意義と果たすべき役割についてお話を聞かせていただきました。地域に outgoing 共に考え取り組む方法については、二点ございました。

- ・ 地域の課題について検討したり、課題解決の取組を考えたりするためには、①日常的にインフォーマルに意見交換や協議を行う機会が確保されること②時機を見て新しい意見を獲得したり地域で共有するために人数を増やし、組織などからの参加も確保して協議すること、の二つを組み合わせて実施することが望ましい。

・ 日常的にインフォーマルに意見交換や協議を行うために、公民館の中でそのような場を意識して設けることが望ましい。
折に触れて地域に出かけ、インタビュや意見聴取を色々などところで行うことも有効である。



網走市豊郷神楽保存会によるアトラクション

・大きな協議の場を設ける際は、各自が十分意見を出せるように場のデザインを行う（グループに分かれて熟議したあと全体で共有するなど）ことが望ましい。

・大きな協議の場は、地域組織の会議の場や講座・教室などのプログラムの中で設けることもできる。

二・取り組む

・初発的段階では、動こうとする人・組織で、着手できることから、まずは始めることが重要である。

・ただ、黙々と閉鎖的に取り組むのではなく、常に情報発信を意識して行いつつ、その趣旨や内容に賛同す

る人・組織を巻き込むことを心がける必要がある。

・そのためにも、やっている人・組織が一歩しように「やっている姿を見せることが重要であり、取組の趣旨や成果をアピールすることを心がける必要がある。

・取組を行う中で、別の領域や方法でも活用できそうな教育資源が見つかれば、それを「汎用化」させることも重要である。

・たとえば、小学生と高齢者の異世代交流で扱った内容や方法は別の対象の交流でも使えるかも知れない。異世代交流という趣旨の交流の中で文化の伝承や地域への関心の高まりをもたらすことができるかも知れない。

・現在の社会教育の置かれている状況を踏まえると、まず幅広くとか負担を均等化してという方向よりも、熱く集える人でまず楽しそうにやってみせ、徐々に巻き込みを図ることが有効ではないかと考える。

次に、「パネルディスカッション」では、「未来につながる公民館活動」高校生・大学生の事業参加から得られるもの」をテーマに、コーディネーター大正大学地域創生学部教授牧野篤氏・パネリスト、寿都高等学校、網走桂陽高等学校、網走南ヶ丘高等学校の生徒のみなさん及び東京農業大学北海道オホーツクキャンパスの学生さんとコメントーター大

分大学教育マネジメント機構教授岡田正彦氏、特定非営利活動法人教育支援協会代表理事吉田博彦氏と未来につながる公民館活動高校生・大学生の事業参加から得られるものについて協議がなされ、生徒のみなさんからは貴重なご意見をいただきながら有意義な研究協議となりました。

二日目は、分科会に分かれて学びを深めました。第一分科会では「社会教育施設・公民館再編の課題」をテーマに東神楽町長山本進氏と安平町長及川秀一郎氏による事例発表があり、遠軽町教育委員会社会教育課長中南秀隆氏から総括をしていただきました。第二分科会では「情報技術を活用した社会教育事業」をテーマに紋別市教育委員会生涯学習課社会教育主事高橋甫氏と株式会社ipsera代表取締役岨家大尚氏による事例発表があり、訓子府町教育委員会社会教育課長佐藤貴裕氏から総括をしていただきました。

最後は、大正大学地域創生学部教授牧野篤氏から全体講評をいただき、閉会となりました。

まずは、着手できることから始める、そして、「楽しそうに」やっている姿を見せる。この二つを今後にも更に意識し、実践していきたいと思えます。

結びとなりますが、網走市の皆様、関係各位すべての皆さんに心より感謝

謝とお礼を申し上げます。首長会としても今大会の成果をしっかりと受け継ぎ、地域再生・持続可能な地域づくりの発展に向け、しっかりと各市町村と連携を図り、時代に即した取り組みにいち早く取り組んで参りたいと考えています。

「苫前町公民館が行う
苫前商業高等学校支援について」

苫前町公民館長 森 哲也

令和三年度の苫前商業高等学校の新入学生は七人だった。次年度の新入学生が一桁だったら、同校の廃校へ進んでしまう。まして令和五年三月には町内の中学校が統合するため、古丹別から高校もなくなることは地域にとっても過疎化が一層進んでしまうことになる。当時の教育長から私と呼ばれ、「高校の魅力化を進めるとともに、生徒の全国募集を行うが、そのためには地域学（地域の学習を行うプログラム）を実施しなければならず、その地域学の実施に向け公民館が中心となって進めてほし





地域で発表が、体にも参加できるようなし、町内の大人と高校生との交流を行い、町外出身の生徒達が苦前町で何をしたいかを聴取。その中で出てきた案の「自転車ツーリング事業」や「TOMACAFE（トマカフェ）」は生徒の希望を叶えた事業となった。

い」の指示があった。指示を受け、公民館では地域学の施行事業と、魅力ある事業づくりの展開、教育委員会子ども教育課では全国募集のための事務作業を、高校では地域学と商業科の教育課程との結び付けなどを役割分担により進めた。

まずは「未来ビジョンミーティング」というまちづくり活動を行う団

また、地域との関わりが少なかった高校生が地域で活動できるよう、「アルバイト」や「ボランティア」の情報提供なども行った。高校生もコロナ禍でマチのイベントが中止されていく中で、生徒発案による学校祭での行灯行列の実施や、インスタグラムでの学校生活の情報提供を行うなど、高校と地域の距離が少なくなったと感じた。それらの成果が実を結んでか令和四年度の新入学生は二十三人となり、最大の危機を脱することができた。

この年以降から十一月を過ぎると

高校の願書取り寄せの情報も私たちにも寄せられるようになり「今年は何人来てくれるかな」と不安を抱えながら見守る年がもう四年目となった。自身の子どもの卒業でも涙を流さなかった私が、苦前商業高等学校の卒業式に参加し、卒業生答辞に目を潤ませることが多くなった。



私が高校支援の仕事に関わってからは、生徒が苦前町で生活していく中で何をやりたいか、自分たちの仕事でそれをかなえられるため協力できることはないかを確認している。彼らの思いや願いを叶えることで自己有用感や達成感を高めることで、もう一歩前に進む勇気を持つことができるのではと思っている。

令和七年は新入学生が三十一人だった。このマチに縁もゆかりもない生徒と、地域学の授業やボランティア

苦前商業高等学校を選択してくれた生徒には、様々な理由がある中でも地元を離れ強い決意をもって選んでくれた人、保護者の優しい後押しにより決断し来てくれた人がいる。商業課程が高校から全員同じスタートということも大きな選択肢になっているものと思う。

★社会教育主事講習のその先へ
社会教育人材のネットワークの構築に向けて

道教委通信

アなどで関わることにより、日ごとに生徒が変わっていく様子を見ることのできることに喜びを感じている。今日この頃である。

（以下「センター」では、令和二年度から、文部科学省の委託を受け、オンラインを活用した社会教育主事講習（以下「講習」）を実施しており、平日のA日程（七月上旬から八月下旬）と主に土日のB日程（十月下旬から一月下旬）に開催し、今年度、六年目の実施となりました。

赴き、講師と対面し、講習の学びをさらに現地で深めようとする動きがありました。また、講習中には、受講生自らがSNSの管理人となり、それぞれの取組の近況報告やイベントのお知らせなど、A日程、B日程だけでなく年度を超えて、活動の情報共有を行う場もできました。

一方、市町村教育委員会における社会教育主事の配置率を見ますと、センターで講習が始まった令和二年度は、六十九・三％であったのに対し、令和七年度には六十七・六％と減少しています。また、管内別配置率については、管内における市町の配置率が百分の管内がある一方で、二十五％の管内があるなど、地域差が大きい状況となっています。配置が進まない要因としては、「市町村職員の人手不足による受講の困難さ」や「職員の異動に伴う社会教育主事任用資格者の欠員」などがあげられます。「北海道教育推進計画では、令和九年度までに、全道の市町村において、百分の配置率を目指すとしており、道教委としては、引き続き、市町村への配置を促進してまいります。

〈社会教育人材のネットワーク〉
これまで、センターにおける受講者（令和六年度末時点）は、述べ七百八十名で、六百六十九名が社会教育士の称号を取得しております。令和

二年度の開設当初は、主に行政職員の受講の割合が多くを占めておりましたが、近年、学校教員だけでなくNPOや民間企業の方も多く社会教育士の称号を取得しております。

中央教育審議会生涯学習審議会社会教育人材部会「社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ）」（令和六年六月）では、社会教育主事を「地域全体の学びのオーガナイザー」、社会教育士を「各分野の専門性を様々な場に活かす学びのオーガナイザー」と示しているところであり、行政以外の民間や企業などに拡がる社会教育士の波及は、社会教育主事に社会教育行政の中核として、そして、地域における社会教育人材をハブとするネットワークを構築・活性化するという役割が期待されています。

センターでは、講習の段階から行政と民間等の方が混在したグループ編成とし、協議や演習、事業づくり等を行う中で、受講生それぞれの専門的な分野における視点から学び合えるよう工夫しています。受講中から、行政との連携の意識醸成を図ることで、社会教育士となった方が、自ら区役所や役場、教育委員会に足を運び、事業連携を進める動きが見られています。そのような中、社会教育行政の中核としての社会教育主事は、地域の社会教育士に対しての伴走支援や、社会教育人材のネット

ワーク構築の支援など、その役割を機能させることがますます重要となり、今後、市町村における配置の必要性が高まることを期待しています。

〈ネットワーク構築のその先に〉
社会教育においては、かねてから「つながりづくり」が重要とされている中で、社会教育人材のネットワークは手段として捉え、いかにその先のビジョンを共有し、発展的な活動に資するかが大切であると考えます。

現在、社会教育人材ネットワークは、同窓会的な要素が大きいと感じていますが、今後は、社会教育士として学び続けるための資質向上としての機能や、事業連携に向けた情報交換、人材交流など機能的なコミュニケーションを形成する場として重要であると考えています。

そのため、センターでは、今後、行政の教育機関として、地域における社会教育人材のネットワークの構築を支援しながら、社会教育士等が効果的な学びの機会の充実を図っていきたくと考えております。

引き続き、センターの運営に御理解と御協力をいただくとともに、研修事業にも御参加いただきますようお願い申し上げます。

公民館担当者のみなさま

北海道公民館協会からのお知らせ 「リサーチ」寄稿文の募集

本会報紙にて道内各地の公民館活動の取り組みを紹介します。活動の様子がわかる写真などを添えて北海道公民館協会事務局までメールでお送りください。

[dou-kouminkan@crocus.ocn.ne.jp]



明治安田生命は

全国公民館連合会・各都道府県ブロック
公民館協会と連携しております。

公民館から 広げよう つなげよう地域の輪

公民館講座を活用し、地域に元気を！



明治安田生命は

地域社会に貢献してまいります。



2025年度 (2025年5月1日午後4時~2026年5月1日午後4時)

公民館総合補償制度

本制度は、公益社団法人全国公民館連合会(全公連)の制度です。市町村の公民館および自治公民館、また公民館に準ずるものとして全公連が加入を認めたその他の施設等は、名称を問わずご加入いただけます。指定管理者制度を導入された施設もご加入いただけます。

3つの補償で公民館活動をサポート

1. 行事傷害補償

【災害補償保険(公民館災害補償特約、熱中症危険補償特約)+見舞金制度】

保険

- 公民館行事参加者のケガを補償
- 公民館利用者のケガを補償
- 行事往復途上のケガを補償
- 行事の事前練習や事前準備、後片付けでのケガを補償
- 食中毒や熱中症を補償

見舞金制度

- 疾病や特定傷害に、疾病死亡弔慰金、疾病入院見舞金をお支払いします。
- 特定災害による損害に、特定災害見舞金をお支払いします。

【補償例】



- バレーボール大会参加者が転倒して負傷。

2. 賠償責任補償

【賠償責任保険(施設所有管理者特約、昇降機特約)】

保険

- 公民館の施設・設備等*の欠陥や業務運営のミスにより、第三者にケガをさせたり、財物を損壊したことにより、公民館が法律上の賠償責任を負担しなければならない場合に補償

*公民館が所有、使用または管理する財物への賠償事故などは対象になりません。

*施設にある昇降機(エレベーター、エスカレーター)の所有、使用、管理に起因する賠償責任も含まれます。

【補償例】



- テントの張り方が悪く風で飛ばされ、行事来場者の車を破損。

3. 職員災害補償

【傷害総合保険[就業中のみの危険補償特約、入院保険金支払限度日数変更特約(支払限度日数180日)]+見舞金制度】

保険

- 公民館事業や業務に携わる方の公民館業務中のケガを補償

見舞金制度

- 公民館事業や業務に携わる方の病気や特定傷害、業務外のケガ、業務中の地震によるケガに死亡弔慰金や入院見舞金をお支払いします。

【補償例】



- 職員が業務中に脚立から転落して負傷。

公民館総合補償制度の特長

(1) 補償範囲や対象者が広い、公民館専用の制度です。

- 全公連が運営する『見舞金制度』に『保険』を組み合わせた公民館や類似公民館の専用の制度で、安心して公民館活動を行っていただけるよう幅広い補償になっています。

★行事傷害補償制度のここがおすすめ★

- 日本国内であれば行事の場所は問いません。 ※別に定める危険な運動中等は対象外です。
- 行事参加者や利用者の居住地は問いません。
- 公民館公認のサークル活動参加者や有償・無償を問わず公民館ボランティアや講師も補償します。
- 公民館が他の団体等の行事に派遣する行事の参加者も補償します。
- 宿泊を伴う行事も対象です。

(2) 年1回の手続きで安心です。

- 年1回の手続きで年間の主催、共催行事が対象になり、個別の行事の通知は不要です。うっかりして保険の手配を忘れる心配がありません。

(3) 掛金の割引制度もあります。

- 同一市町村内で10館以上まとめて加入されると、行事傷害補償制度掛金に割引が適用できます。
- 職員災害補償の保険料には、団体割引25%、過去の損害率による割引15%を適用しています。

このご案内は、本制度の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては『2025年度版マニュアル 公民館総合補償制度の手引き』をご覧ください。また、本制度全般のお問い合わせ、資料請求等は、エコー総合補償サービスまたは損保ジャパンまでお寄せください。

■引受保険会社
損害保険ジャパン株式会社
 公務文教営業部 文教室
 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
 TEL 050-3808-5536 FAX 03-3348-0238
 (受付時間:平日9:00~17:00)

■取扱代理店(お問い合わせ・資料請求先)
エコー総合補償サービス株式会社
 〒101-0047 東京都千代田区内神田2-6-9
TEL: 0120-636-717(通話料無料)
FAX: 0120-226-916(通話料無料)